

# 芸術さが



令和3年  
**9月号**

No.363

令和3年  
9月21日発行

◆ 令和2年度の医療費の状況 医療費総額が6.43%減少、受診率は9.19%減少 .....	2
◆ 新理事の紹介 .....	3
◆ 新組合会議員の紹介 .....	3
◆ 令和3年8月から、育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限相当額が変更されました .....	3
◆ ジェネリック差額通知を送ります .....	3
◆ 令和3年度「さわやかライフセミナー」の開催中止について .....	3
◆ 40歳以上の方、今年度の「特定健康診査」を受けられましたか? .....	4
◆ 「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう .....	4
◆ 令和2年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 .....	5
◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 .....	5
◆ 令和4年4月 年金制度が改正されます .....	6
◆ 退職後の医療保険制度について .....	8
◆ ボーナスなどの臨時収入は断然お得な共済貯金へ! .....	9
◆ こころとからだの健康相談 .....	10
◆ 佐賀県市町村職員共済組合の事務所が移転しました .....	10

# 令和2年度の医療費の状況

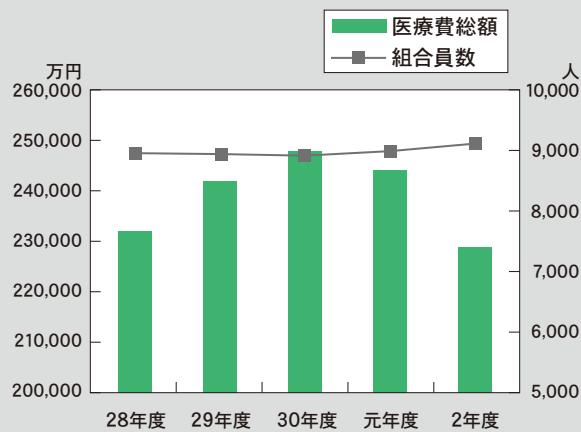
## 医療費総額が6.43%減少、受診率は9.19%減少

共済組合が令和2年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、22億8,498万円となり、令和元年度に比べ15,712万円、6.43%減少しました。

令和2年度の医療費の実績と前年度との比較（表1）

区分	医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)			
	元年度	2年度	前年度比(%)	元年度	2年度	前年度比(%)	元年度	2年度	前年度比	
本人	入院	31,607	33,390	105.64	35,263	36,936	104.74	0.80	0.78	97.50
	外来	50,805	48,214	94.90	56,683	53,334	94.09	57.71	53.85	93.31
	歯科	12,631	13,532	107.13	14,093	14,969	106.22	15.20	15.00	98.68
	調剤	25,274	24,601	97.34	28,198	27,213	96.51	—	—	—
	計	120,317	119,737	99.52	134,237	132,452	98.67	73.71	69.64	94.48
家族	入院	40,253	33,600	83.47	44,911	37,169	82.76	0.90	0.73	81.11
	外来	51,411	43,724	85.05	57,359	48,367	84.32	62.50	53.34	85.34
	歯科	10,079	10,460	103.78	11,245	11,571	102.90	13.15	12.84	97.64
	調剤	22,150	20,977	94.70	24,712	23,204	93.90	—	—	—
	計	123,893	108,761	87.79	138,227	120,311	87.04	76.54	66.91	87.42
合計		244,210	228,498	93.57	272,464	252,763	92.77	75.16	68.25	90.81

医療給付費総額と組合員数の推移(図1)



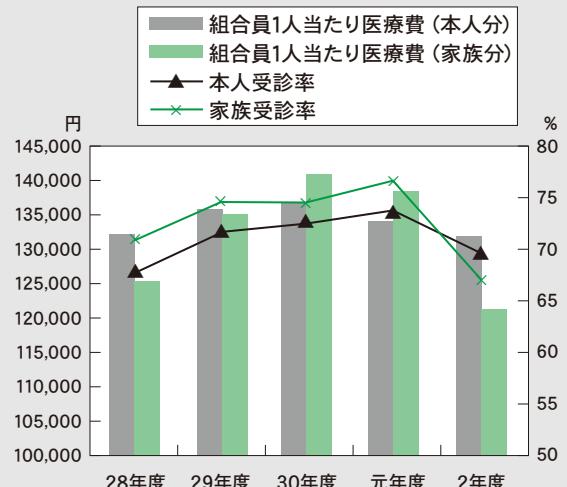
### 組合員1人当たりでは7.23%の減少

(表1)の医療給付費総額の診療区分別の状況から、令和2年度については、家族の「入院」、「外来」が大きく減少しています。また、令和2年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は252,763円となり、令和元年度より19,701円、7.23%の減少となりました。

(図1)の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は横ばいです。また、医療給付費総額の推移では、令和元年度に比べ大きく減少しています。

(図2)の組合員1人当たり医療費の推移では、令和2年度本人は横ばい、家族は大きく減少しました。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移(図2)



### 受診率は大きく減少

令和2年度の受診率(1ヵ月100人当たりの受診件数)は、組合員本人が69.64%、家族が66.91%となっています。

(図2)の医療費・受診率の推移をみると、令和2年度は新型コロナウイルスの流行による受診控えの影響で、医療費及び受診率は大きく減少しました。

**健診は必ず受けましょう**

早期発見で健康寿命をのばしましょう

## 新理事の紹介



市町村長議員 第2区  
**水川 一哉 理事 (大町町)**  
短期給付対策委員会会長

理事(組合会議員)の退職に伴い、令和3年7月19日に役員の補欠選挙が行われ、大町町長の水川 一哉 氏が選出されました。

## 新組合会議員の紹介



市町村長議員 第2区  
**山田 恭輔 議員 (江北町)**

組合会議員の退職に伴い、令和3年7月19日に組合会議員の補欠選挙が行われ、江北町長の山田 恭輔 氏が選出されました。

令和4年11月30日までの任期の間、共済組合の事業運営にご尽力いただきます。

## 令和3年8月から、**育児休業手当金・介護休業手当金** の 給付上限相当額が変更されました

### ◎ 育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間(給付割合67/100の期間)

(現行) **13,896円** ⇌ (変更後) **13,722円**

181日目から育児休業手当金終了までの期間(給付割合50/100の期間)

(現行) **10,370円** ⇌ (変更後) **10,240円**

### ◎ 介護休業手当金の給付上限相当額

(現行) **15,294円** ⇌ (変更後) **15,102円**

## ジェネリック差額通知を送ります

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、500円以上の薬代の削減が見込まれる方に対して、令和3年10月にジェネリック差額通知を送付します。受け取られた方は、是非、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。

## 令和3年度「さわやかライフセミナー」の開催中止について

例年10月に開催しております「さわやかライフセミナー」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今年度の開催を中止いたします。

参加を予定されていたみなさまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、令和3年度中に退職予定の方へは、セミナーの開催に代えて、本年10月中に、所属所経由で資料及び年金概算書を配布することを予定しています。

## 40歳以上の方、今年度の「特定健康診査」を受けられましたか？

生活習慣病は誰にでも起こりうる病気で、早期に生活習慣を改善すれば予防できる病気もありますが、自覚症状が少ないため放置されやすく、気が付けば生命の危機に陥っていることもあります、サイレントキラー(沈黙の殺人者)ともいわれます。

「特定健康診査」(特定健診)は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの発見・予防のための健診です。今年度(4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いします。

### ・被扶養者の方へ

対象の方には「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

- ①医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)
- ②市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)
  - ※ 受診券を使うと特定健診が無料で受けられます。
  - ※ 受診券の有効期限は令和4年3月31日です。
  - ※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。
  - ※ 予約が必要な場合があります。医療機関等に電話確認されることをお勧めします。

### ●次のいずれかを受診した場合は、「特定健診」も受診したことになります。

「特定健康診査受診券」を使ってさらに受診する必要はありません。

健診の種類	健診結果
共済組合が助成する 人間ドック	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。
パート勤務先等で行う 定期健診断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、健診後、健診結果を受け取ったらそのコピーを共済組合へ提出してください。

- 被扶養者でなくなった時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。

## 「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう

### 対象者には、特定保健指導利用をご案内します。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方は、生活習慣改善の支援として特定保健指導を受けられます。対象者には特定保健指導利用をご案内します。

特定保健指導では、一定期間、医師や保健師等の専門家のアドバイスを受けながら、自分のペースで食生活や運動など生活習慣の改善に取り組んでいただきます。特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

### もしかして、このようにお考えですか？

- お金がかかるのは嫌だ。  
→特定保健指導は無料で利用できます。
- 前回利用したが、また該当したので意味がない。  
→特定保健指導の効果は人それぞれですが、生活習慣改善の継続により更なる健康状態の改善が期待できます。
- 全く自覚症状も無い、自分のことは自分が一番分かっている。だから必要無い。  
→自覚症状が少ないことが生活習慣病の怖さです。「後悔先に立たず」といいます。何もしないまま手遅れになってしまったら、悔やんでも悔やみきれません。医療も万能ではありません。今の日常が大切なら、自分と家族のために、是非、特定保健指導をご利用ください。



# 令和2年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

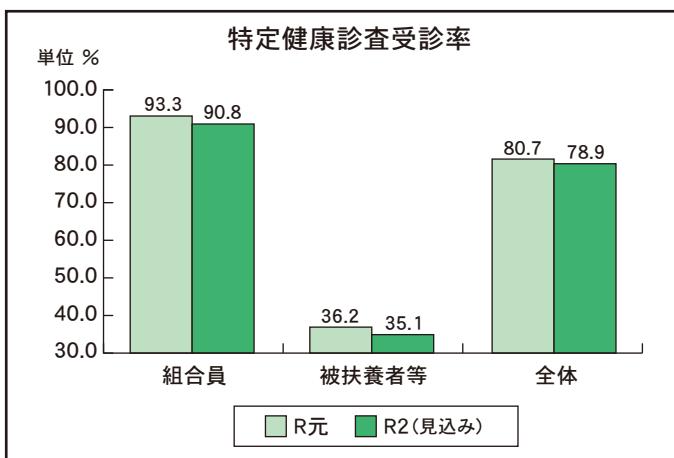
令和2年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況(令和3年8月2日現在)をお知らせします。

## ● 特定健康診査

令和2年度の受診率は、全体的に低下し、組合員90.8% ( $\Delta 2.5\%$ )、被扶養者35.1% ( $\Delta 1.1\%$ )、全体で78.9% ( $\Delta 1.8\%$ )となりました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響があったと思われ、当組合の令和2年度目標値(86.2%)を達成できませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組 合 員	5,438人	4,940人
被 扶 養 者 等	1,488人	523人
合 計	6,926人	5,463人

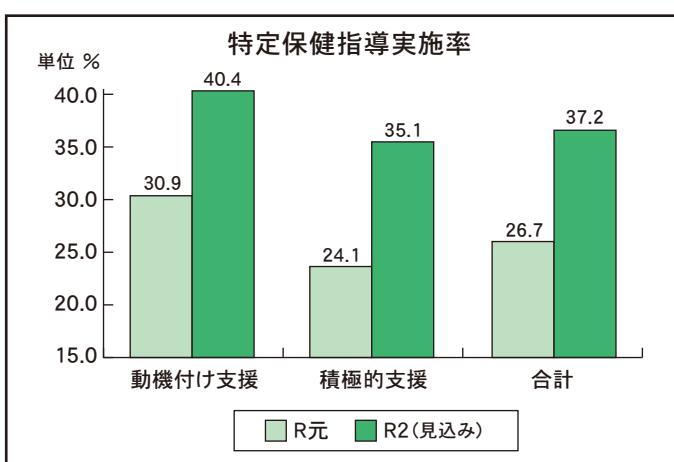


## ● 特定保健指導

特定健診受診者の中から選定を行い、特定保健指導を案内しました。特定保健指導利用券は令和2年10月～令和3年7月に発行しました。また、所属所を訪問して行う特定保健指導(初回面接)を実施しました。

生活習慣改善に取り組まれた方は、その後も改善効果が期待できます。特定保健指導は是非、最後までご利用ください。

特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	433人	175人
積極的支援	653人	229人
合 計	1,086人	404人



## インフルエンザ予防接種助成のご案内

令和3年10月から12月までに  
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

**助成対象者** 組合員及び被扶養者

**助成対象期間** 令和3年10月1日～令和3年12月31日に受けた予防接種に助成します。

**助成額** 1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。

予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。

**必要書類** 医療機関発行の領収書

医療機関に対し、次のことが明記されている領収書の発行を求めてください。  
また、発行された領収書に明記されていることを確認してください。

- ・インフルエンザの予防接種であること。
- ・予防接種を受けた方の氏名
- ・予防接種に要した費用(1人分、1回分の費用が確認できること。)

**請求方法** 所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。

請求期限は令和4年2月末です。お早めにご請求ください。



# 令和4年4月 年金制度が改正されます

## 在職中の年金受給の在り方の見直し

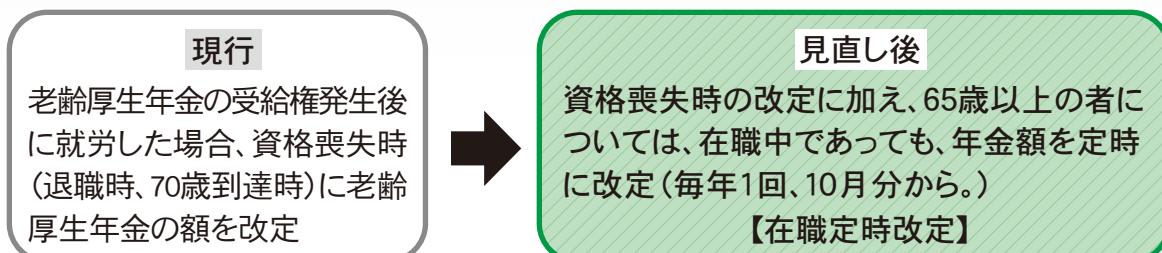
- ①60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について支給停止とならない範囲を拡大



支給停止の基準額を65歳未満も以上も同じ47万円に

現行の支給停止の基準額は65歳未満は28万円、65歳以上は47万円に分けられていますが、見直しにより65歳未満も65歳以上と同じ支給停止の基準額47万円に引き上げられます。

- ②在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年改定

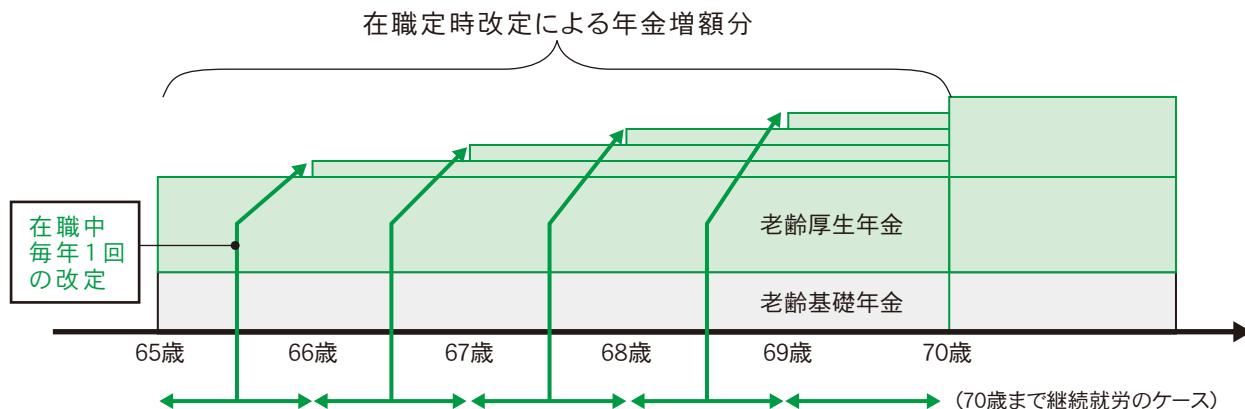


在職中は毎年1回定期に年金を改定

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を定期（毎年1回）に行います。

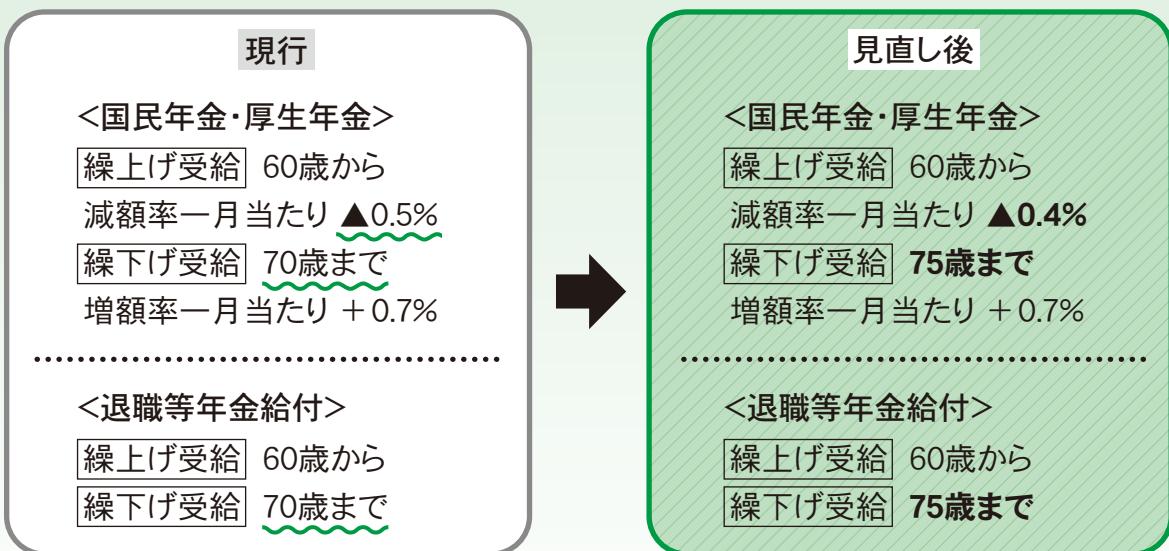
高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たず早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

### ●見直し後の在職定期改定のイメージ



# 受給開始時期の選択肢の拡大

- 現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大

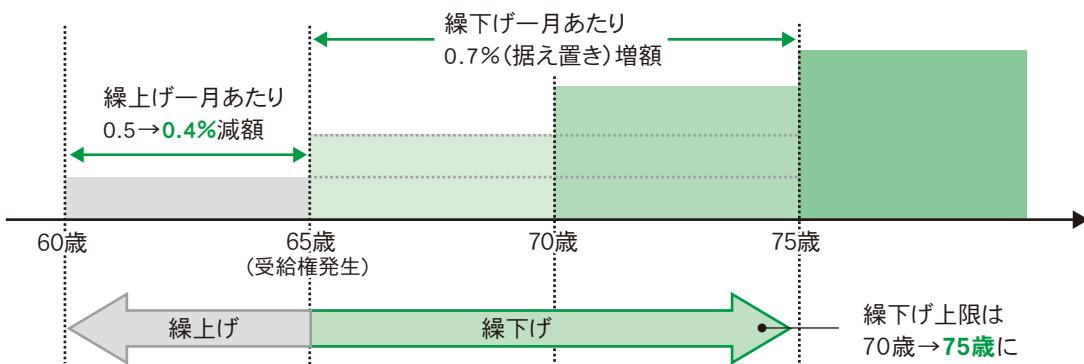


## 75歳まで繰下げ可能に

これまでの国民年金・厚生年金の受給開始時期は原則として60歳から70歳まででしたが、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度をより柔軟で使いやすいものとするため上限が75歳に見直されます。

繰下げ受給した場合の増額率は一月当たり0.7%増額で据え置かれますが、繰上げ受給した場合の減額率については、平均余命の延伸に伴い一月当たり0.4%減額に引下げられます。

また、退職等年金給付の退職年金の繰下げ上限についても、国民年金・厚生年金と同じ75歳に見直されます。



※上記は国民年金・厚生年金の増(減)額率です。退職等年金給付は異なります。

## 上限年齢以降に請求する場合、上限年齢で繰下げ

国民年金・厚生年金の現行制度では、繰下げ上限である70歳到達以降に繰下げ申出を行った場合、70歳時点での繰下げ申出があったとみなして加算額の計算及び支給が行われます。

繰下げ上限年齢の引上げに伴い、上記のみなし年齢も70歳から75歳になります。

なお、退職等年金給付についても同様の制度が新設されます。

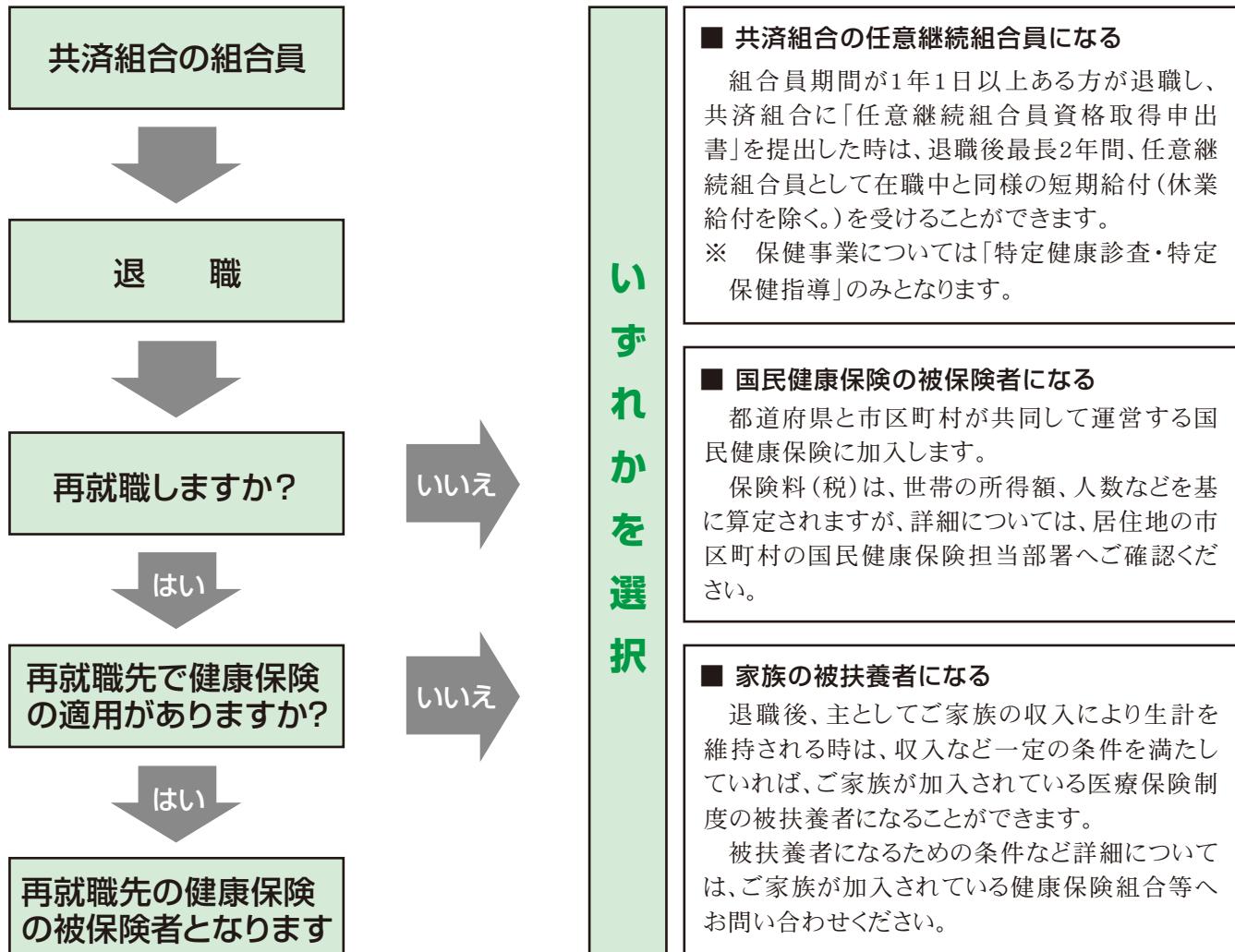
# 退職後の医療保険制度について

退職後もいざれかの医療保険制度に加入する必要があります

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員及び被扶養者の資格を喪失することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいざれかの医療保険制度に加入することになります。

※ 定年退職後、再任用常時勤務職員として採用された場合は、引き続き共済組合の組合員及び被扶養者となります。



## 任意継続組合員の手続等

- 加入資格** 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（1年と1日以上の組合員期間が必要となります。）
- 加入できる期間** 退職後2年間（中途での資格喪失もできます。）
- 加入手続** 退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を経由して共済組合に提出してください。
- 任意継続組合員の掛金** 掛金は、算定の基礎となる標準報酬の月額に短期の掛け率（共済組合の定款で定める率：令和3年度は98.485%）をかけて計算します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額に介護保険の掛け率（共済組合の定款で定める率：令和3年度は18%）をかけて計算した掛け金も合わせて納付していただきます。

※ 令和4年度の共済組合の定款で定める率は、共済さが（令和4年3月号）でお知らせします。

# ボーナスなどの 臨時収入は

## 断然お得な

# 共済貯金へ!

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナス等の臨時収入のお預け入れにつきましても、是非、ご利用ください。

- ☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。
- ☆ 積み立ての中止・復活や、積立額変更もできるから、自分のペースで積み立てができます。  
また、臨時積立は、いつでも、いくらでも可能です。

### 臨時積立内容

**積立方法** 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。

振込手数料は組合員負担となります。

※ 新たに払込票が必要になった場合は、所属所の共済組合事務担当者が  
お持ちですので問い合わせてください。

**積立金額** 千円単位で、積立金額の上限はありません。

**利 息** 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

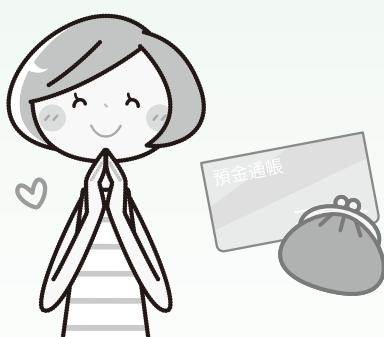
**回 数** 臨時積立は同一月に何度も可能です。

**入金通知** 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。



臨時積立を希望する共済貯金未加入の方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出てください。加入手続き後、臨時積立が可能になります。

お問合せ：佐賀県市町村職員共済組合  
総務課 貯金係  
TEL 0952-29-0334



市町村共済		貯 払 込 票										テレ 為替	
		令和3年度		令和3年12月分									
金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0	0	円	
払込先 銀 行		佐賀銀行 県庁支店											
受取人 氏名	佐賀県市町村職員共済組合												
預金種目	普通	口座番号	100847										
依頼人 住所	100-206										(受領印)	(備考)	
氏名	共済太郎												
上記金額を払込みました。													
株式会社 佐賀銀行													
( 払込人保管 )													

この「払込票」が報告書となります。住所の欄に組合員証記号番号を記入してください。

※ 共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。

そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて、組合員のみなさんが安心して利用していただけるよう努めています。

# こことからだの健康相談

ご家族皆さままでご利用いただけます

こことからだの  
お悩みに

24時間いつでも安心  
相談料・通話料は無料

面接による  
カウンセリングも

気になる症状・病気、育児や介護の不安、こころの不調など、なんでもご相談いただけます。ご相談をお受けするのは看護師・臨床心理士を中心とした経験豊富な専門職。症状などによっては、専門医との直接相談も可能です。

電話健康相談は365日・24時間開設。困ったとき悩んだとき、いつでもお電話ください。また、相談料・通話料とも無料でご利用いただけます。

※こころの相談は、平日 9:00~21:00  
土曜日10:00~18:00 (日・祝、1/1~3は休み)

こころのお悩みの場合、事情に応じて東京・名古屋・大阪の相談室にて対面によるカウンセリングが受けられます。また、全国約150ヵ所の精神科、心療内科、カウンセリングルームなどの提携機関もご紹介します。

外部相談窓口 こころとからだの健康相談

0120-736-226

こころとからだの相談ポータルサイト

「健康・こころのオンライン」

PC・スマートフォン版サイト：<https://www.healthy-hotline.com/>

ログインID：290331

※携帯電話・PHS・IP電話からでもお受けいたします。



すべての  
サービス、  
無料です。

スマートフォン用

※パケット通信料は  
利用者負担

※このQRコードは全ての機器で読み取れることを保証するものではありません。  
QRコードが読み取れない場合は、直接URLを入力願います。

## 佐賀県市町村職員共済組合の事務所が移転しました

共済組合は、令和3年8月に佐賀県自治会館から事務所を移転し、佐賀県市町会館で業務を行っています。



〒840-0832 佐賀市堀川町1番1号

佐賀県市町会館2階

TEL (0952) 29-0331

FAX (0952) 29-7647

※ 電話番号・Fax番号は変更ありません。



組合員証等について

組合員証等券面の発行機関所在地が旧所在地であっても、引き続き使用可能です。  
既発行分について一斉差替えは行いませんのでご了承ください。